

初診時（再診時）選定療養費のお知らせ

当院では、紹介状をお持ちでない方、および他院へ紹介申出後も、当院での診療を希望された方につきましては「選定療養費」として以下の金額を徴収させていただきます。

令和4年10月1日～

紹介状をお持ちでない場合（初診時）
7,700円（消費税込）

他院へ紹介申出後も、
当院での診療を希望された場合（再診時）
3,300円（消費税込）

厚生労働省は、病院と診療所の機能分担および連携を図る観点から、紹介状なしで特定機能病院を受診する場合、患者さんに定額負担を求める制度を定めました。（平成28年4月～健康保険法改定）

※歯科・口腔外科・矯正歯科を受診した場合は、歯科・口腔外科・矯正歯科以外の診療科とは別に、初診料と初診時選定療養費が発生します。

※歯科・口腔外科・矯正歯科受診中の患者さんが他の科を初めて受診した場合も同様です。

※症状が安定した患者さんは、ご自宅近くの医療機関（かかりつけ医）へご紹介させていただきます。

受診の際は紹介状をご持参いただきますよう、
ご理解ご協力をお願いいたします。

